

【法第22条】屋根

サンルームの屋根仕様について

法
第22条令
第109条
の8

「降灰対策で設ける物干し場」として使用するサンルームの屋根について、国土交通大臣の認定(DW 認定品)を受けたポリカーボネート板は、法第22条第1項の規定に基づき定める市街地の区域内にある建築物の屋根の性能に関する技術的基準及び防火地域又は準防火地域内の建築物の屋根の性能に関する技術的基準に適合するものとして取り扱う。

法第22条第1項の規定に基づき定める市街地の区域及び防火地域、準防火地域の屋根に「市街地における通常の火災による火の粉により防火上有害な発炎をしない屋根」として、国土交通大臣の認定を受けたポリカーボネート板等を使用する場合は「不燃性の物品を保管する倉庫に類する用途」に供するものでなければならない。

「不燃性の物品を保管する用途」としては、H28 国交告第693号にスケート場、不燃性の物品を取り扱う荷捌き場等が示されているが、サンルームはこれに該当しない。

しかし、降灰対策で設ける物干し場として使用するサンルームは、これらと同等以上に火災の発生のおそれの少ない用途としても支障ないとし、DW 認定品が使用できるものと取り扱う。

■関連条文

- ・法第22条
- ・法第62条
- ・令第109条の8
- ・令第136条の2の2

■関連告示

- ・H28 国交告 693

■参考

- ・防火避難規定
- ・課内取扱い

—改訂履歴—

平成25年6月1日作成

令和元年10月1日改訂

【法第28条】居室の採光及び換気

屋外廊下に面した開口部の採光について

法
第28条

令
第19条

屋外廊下の屈曲部や突き当りの開口部について、当該開口部が面する屋外廊下が外気に有効に開放されている場合、その有効採光面積と廊下幅の関係は以下のとおりとする。

(1) 開口部Aは当該部分から屋外廊下端部までの距離W1が、

$W1 \leq 2m$: 有効採光面積 = $S \times A$

$W1 > 2m$: 有効採光面積 = $S \times A \times 0.7$

開口部Bも開口部Aと同様。

※ (S : 窓の面積、A : 採光補正係数)

(2) 開口部Cは当該部分から屋外廊下端部までの距離W1、W2に関わらず下式による。

有効採光面積 = $S \times A \times 0.7$

(Aについては、開口部Dとして算出)

※ (S : 窓の面積、A : 採光補正係数)

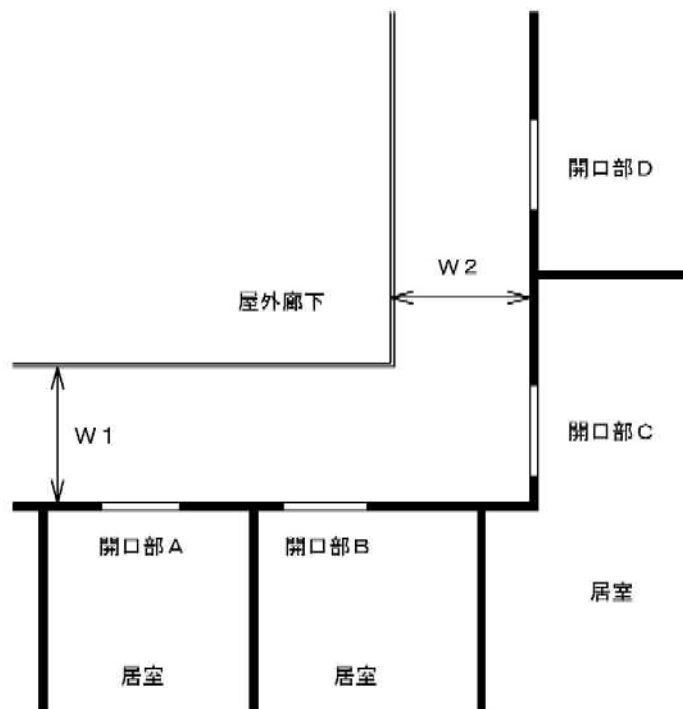
■関連条文

- ・法第28条
- ・令第19条
- ・令第20条

■関連告示

■参考

- ・日本建築行政会議
- ・他都市取扱い



—改訂履歴—

平成25年6月1日作成

【法第28条】居室の採光及び換気

屋外階段前の開口部の採光について

法
第28条

令
第20条

下図のように居室 A の開口部の前に屋外階段がある場合、当該開口部は、原則として採光に有効な開口部として取り扱わない。



■関連条文

- ・法第28条
- ・令第19条
- ・令第20条

■関連告示

■参考

- ・他都市取扱い

—改訂履歴—

平成25年6月1日作成

【法第28条】居室の採光及び換気

採光補正係数(1)

法
第28条令
第20条

縁側については、一般的に外壁に面している部分の大半が窓等の開口部であり、開放性が高い。しかし、当該縁側と居室とは障子等により仕切られており、部屋への透過率が低下する。そのため、 $W=0.9$ m以上の縁側にあつては、0.7を乗じることになっているが（この場合、縁側部分の面積は居室の面積には含まない。）、当該部分の幅が居室とみなされる程度に大きくなる場合（ $W>2$ m）は、2室を1室の取扱いとする。（この場合、縁側部分の面積は居室の面積に含まれる。）

なお、サンルームについて、縁側と同様に外部に面する部分が大きく、採光上の開放性を有すると判断される場合は縁側（ぬれ縁を除く。）その他これらに類するものとして取り扱う。

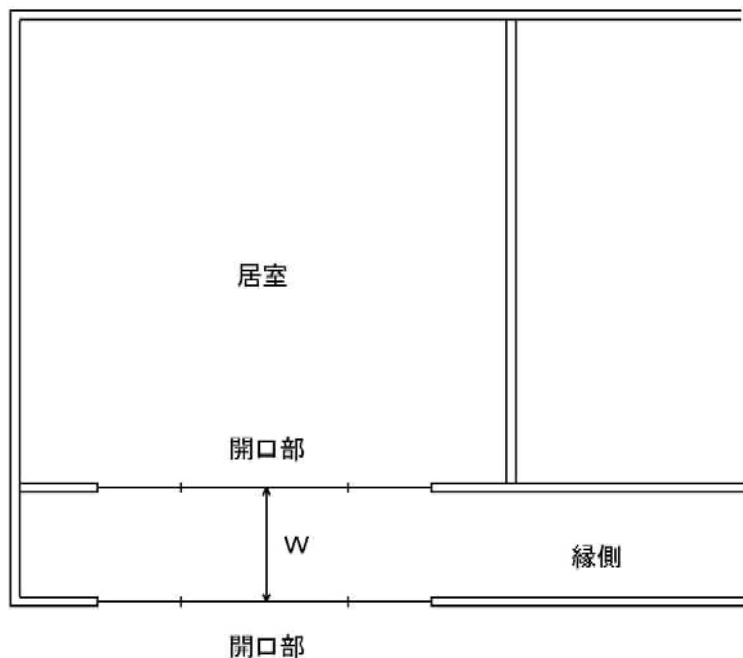
■関連条文

- ・法第28条
- ・令第20条

■関連告示

■参考

- ・他都市取扱い



—改訂履歴—

平成25年6月1日作成

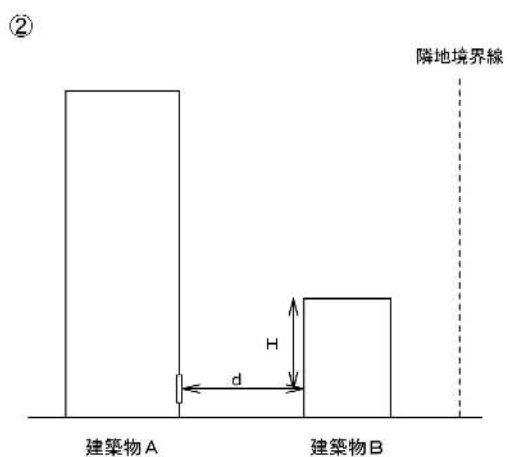
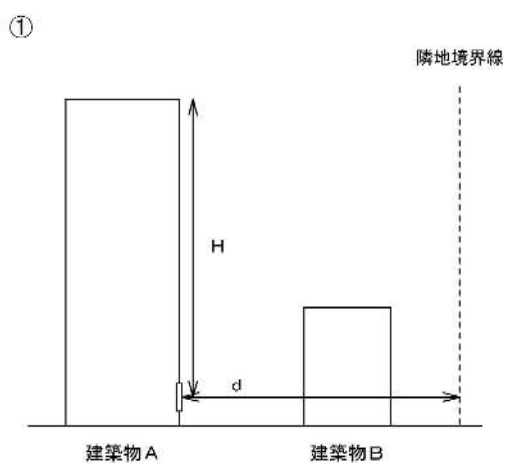
平成29年4月1日改訂

【法第28条】居室の採光及び換気

採光補正係数(2)

法
第28条令
第20条

同一敷地内に高層の建築物Aと低層の建築物Bがある場合の採光については、下図の①、②の2通りの採光補正係数を算出し、小さい値を採用する。



■関連条文

- ・法第28条
- ・令第20条

■関連告示

■参考

- ・課内取扱い

—改訂履歴—

平成25年6月1日作成

【法第28条】居室の採光及び換気

採光補正係数(3)

法
第28条

令
第20条

「採光関係比率」の算出にあたり、隣地境界線又は同一敷地内の他の建築物若しくは当該建築物の他の部分に面する開口部の部分で、その開口部の直上にある建築物の部分が床及び壁の無い梁型の場合は、その部分に面する隣地境界線又は同一敷地内の他の建築物若しくは当該建築物の他の部分の対向部までの距離 D2 に、当該梁型の後方にある建築物との距離 D1 の合計をもって「水平距離」とする。

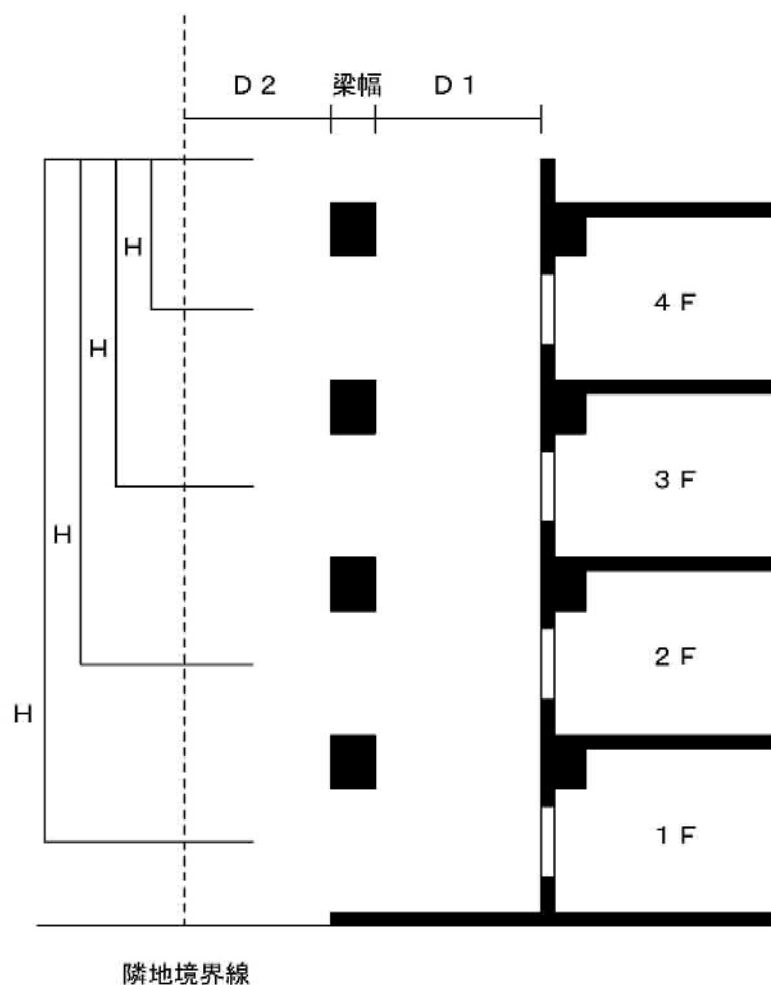
■関連条文

- ・法第28条
- ・令第20条

■関連告示

■参考

- ・他都市取扱い



—改訂履歴—

平成25年6月1日作成

【法第28条】居室の採光及び換気

2室を1室とみなす取扱い

法
第28条

令
第20条

- ① 「ふすま、障子その他随時開放することができるもので仕切られた2室」については、採光・換気の規定の適用にあたっては1室とみなすことができる。ここで規定されている「随時開放することができるもの」とは、具体的には、引き戸やアコーディオンカーテンなどが挙げられる。^{※1}
- ② 2室を1室とみなす場合は、2室の一体性を考慮し、原則として開口部が1間（1.8m程度）以上接続されている必要がある。（図1）
- ③ ピロティ形式の車庫に面する窓等は、車両が採光を妨げることになるため、採光に有効な部分として取り扱わない。（図2）

■関連条文

- ・法第28条
- ・令第20条

■関連告示

■引用

※1：日本建築行政会議
「建築確認のための基準総則集団規定の適用事例2022年度版」一般財団法人建築行政情報センター、2022年、P125～P126

■参考

- ・課内取扱い

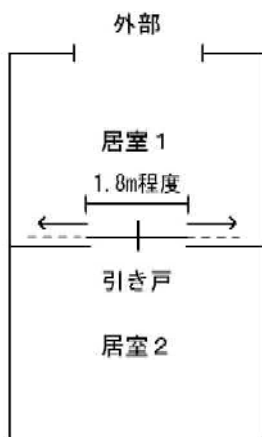


図1

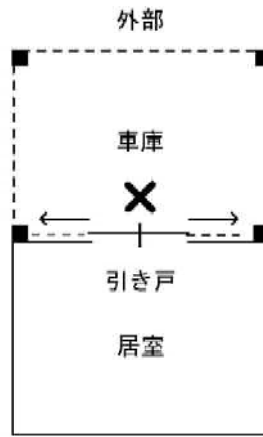


図2

—改訂履歴—

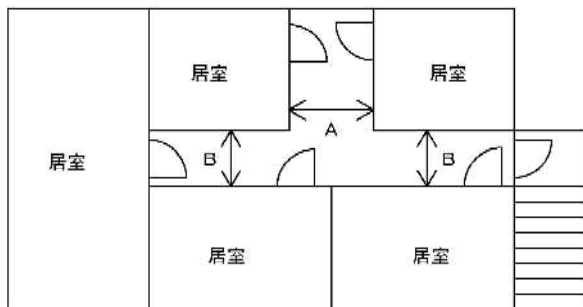
平成25年6月1日作成

【令第119条】廊下の幅

廊下幅の取扱い

法
第35条令
第119条

令第119条に規定する廊下の配置による幅の取り方については、
下図により扱う。



■関連条文

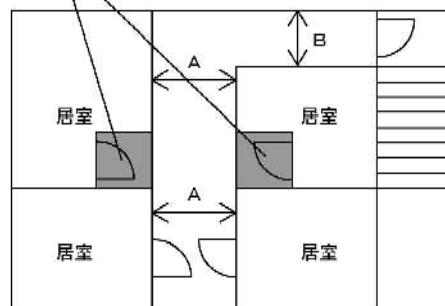
- ・法第35条
- ・令第119条

■関連告示

■参考

- ・他都市取扱い

この部分は廊下として扱わない。



A：両側居室による廊下幅

B：その他による廊下幅

—改訂履歴—

平成25年6月1日作成

【令第123条】避難階段及び特別避難階段の構造

屋外避難階段とエレベーターの出入口との関係

法
第35条

令
第123条

屋外避難階段の構造は、令第123条第2項第一号により、「階段に通ずる出入口以外の開口部から2m以上の距離に設けること」という規定があり、階段から2m未満の距離にエレベーターの昇降路の戸を設けることはできない。

しかし、周囲が十分外気に開放されている開放廊下に面してエレベーターの昇降路の戸を設ける場合には、2m未満の距離にあっても、その部分にエレベーターの出入口を設置できるものとする。なお、エレベーターの昇降路の戸は、法第2条第九号の二に規定する防火設備とする必要がある。

■関連条文

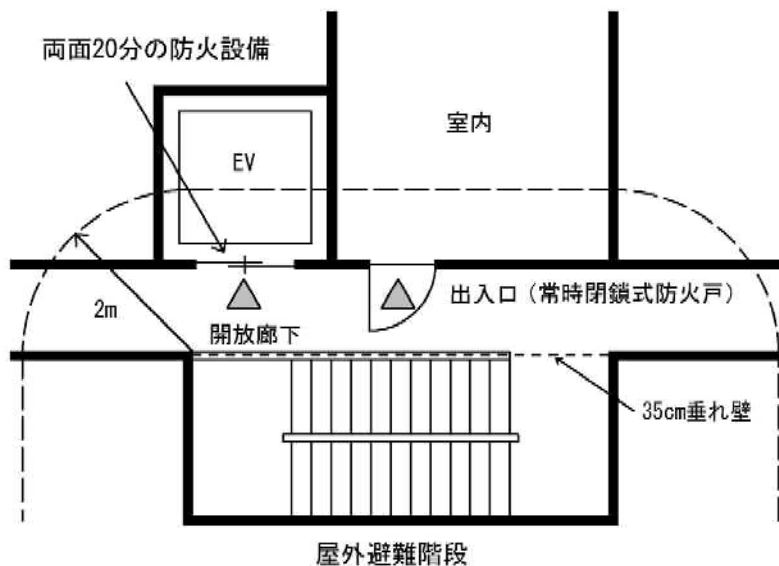
- ・法第35条
- ・令第123条第2項
- ・令第23条

■関連告示

- ・H12 建告1360

■参考

- ・防火避難規定
- ・他都市取扱い
- ・S44.7.4 住指発259



—改訂履歴—

平成25年6月1日作成

【令第126条の2】排煙設備

防煙壁で区画されたモデルルームの取扱

法
第35条

令
第126条
の2

建築物の中に分譲マンション等のモデルルーム（モデルルーム部分の床面積が200㎡以内のものに限る。）を取り込む場合、モデルルーム部分を防煙壁で区画することにより、当該部分を展示物とみなし、単体規定の適用はしないこととして取り扱う。ただし、棟内モデルルームや一戸建てのモデルハウスは除く。

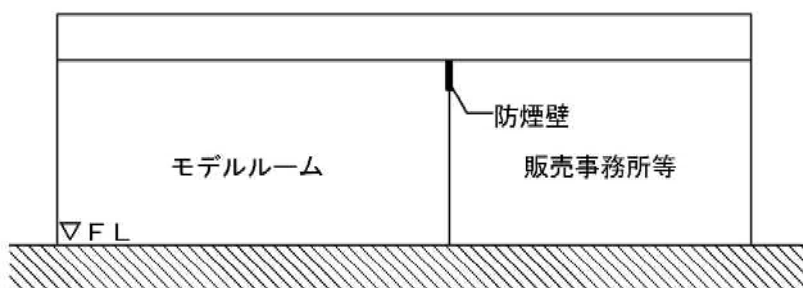
■関連条文

- ・法第35条
- ・令第126条の2

■関連告示

■参考

- ・課内取扱い



—改訂履歴—

平成25年6月1日作成

【令第126条の2】排煙設備

手動開放装置の取扱い

法
第35条令
第126条
の2

1. 令第116条の2第1項第二号に規定する開口部については、窓の開放の容易性について定められていないが、令126条の3第1項第五号に定める手動開放装置を設けることが望ましい。
2. 引違い窓等で令第126条の3第1項第五号で規定する高さの位置にクレセントがあれば手動開放装置として取り扱う。
3. 機械排煙で一防煙区画内に複数の排煙口を設ける場合は、原則、各々の排煙口に近接して手動開放装置を設け、その手動開放装置を操作すると当該防煙区画内のすべての排煙口が開放されるようにする。
4. 手動開放装置とはもっぱら人力によって作動できることを原則とするため、電動式の押ボタンは手動開放装置とは認められない。ただし、非常用電源を使用した押ボタンの場合については、昭和45年建告1829号に定めるものであれば手動開放装置と認めるものとする。

■関連条文

- ・法第35条
- ・令第126条の2
- ・令第126条の3

■関連告示

- ・S45 建告 1829

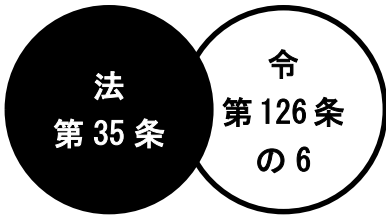
■参考

- ・防火避難規定
- ・S46.12.4 住指発 905
- ・設備指針

—改訂履歴—

平成25年6月1日作成

【令第126条の6】非常用の進入口
代替進入口の進入を妨げる構造について



- ① 次の事例は「進入を妨げるもの」として取り扱うこととする。
- イ. 外部から開放不能のドア
 - ロ. 金属製格子・手すり（破壊の容易な木製のものとは可。）
 - ハ. ルーバー
- 二. 窓等を覆っている看板・広告板・ネオン管等
- ② 代替進入口の下端から床面までの高さは、1.2m以下が望ましい。

- 関連条文
- ・法第35条
 - ・令第126条の6
 - ・令第126条の7

■関連告示

■引用

※1:「建築物の防火避難規定の解説 2016(第2版)」、(株)ぎょうせい、2021年、P98

■参考

- ・他都市取扱い
- ・S. 46. 12. 4 住指発 905
- ・H. 19. 8. 3 国住指 1738

③ ガラスの種別による開口部の構造は次のとおりとする。

※1

ガラスの開口部の種類		開口部の条件	非常用の 進入口	代替進入口	
				足場 有り	足場 無し
普通板ガラス フロート板ガラス 磨き板ガラス 型板ガラス 熱線吸収板ガラス 熱線反射ガラス	厚さ 6mm 以下	引き違い戸	○	○	○
		FIX	○	○	○
網入板ガラス 線入板ガラス	厚さ 6.8mm 以下	引き違い戸	○	△	△
		FIX	○	×	×
	厚さ 10mm 以下	引き違い戸	○	△	×
		FIX	○	×	×
強化ガラス 耐熱板ガラス	厚さ 5mm 以下	引き違い戸	○	○	○
		FIX	○	○	○
複層ガラス	構成するガラスごとに本表（網入ガラス及び線入板ガラスは、厚さ6.8mm以下のものに限る）により評価し、全体の判断を行う。				
合わせガラス	フロート 3mm + 中間膜 (PVB30mil(0.78mm 厚)) + フロート 3mm 以下	引き違い戸	○	△	×
		FIX	○	×	×
合わせガラス 倍強度ガラス	—	引き違い戸	○	×	×
		FIX	○	×	×

＜備考＞

- 「足場有り」とは、避難階又はバルコニー、屋上広場等破壊作業ができる足場が設けられているもの。ここでいうバルコニーとは、令第126条の7第5号に規定する構造以上のもの。
- 「引き違い戸」とは、片開き、開き戸を含め、通常は部屋内から開放することができ、且つ当該ガラスを一部破壊することにより外部から開放することができるものである。
- 「FIX」とは、はめ殺し窓等をいう。

＜凡例＞

○・・・開口部として取り扱うことができる △・・・ガラスを一部破壊し、外部から開放できる部分（引き違い戸の場合概ね1/2の寸法）を開口部として取り扱うことができる。

×・・・開口部として取り扱うことはできない。

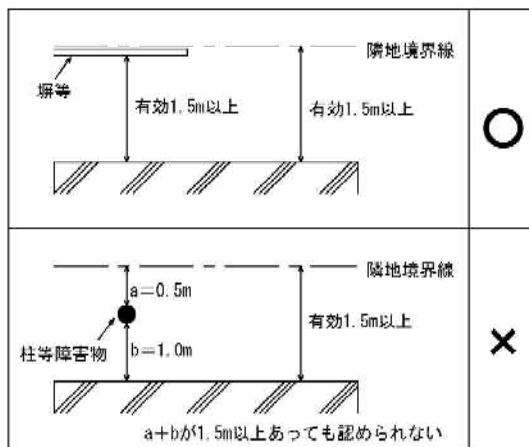
—改訂履歴—
 平成25年6月1日作成
 令和元年10月1日改訂

【令第128条】敷地内通路

敷地内通路の取扱い

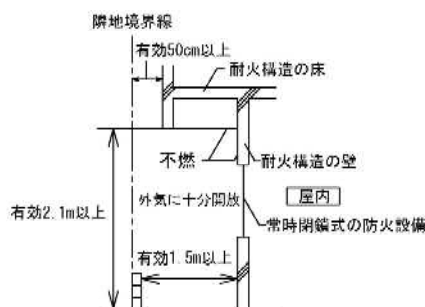
法
第35条令
第128条

- ① 令第128条の敷地内の通路は避難のための通路であることから、有効幅員は以下のように取り扱うものとする。



- ② 令第128条でいう通路は敷地内の屋外の通路と考えられる。ただし、下記の要件を満たし、かつ、避難上支障がない場合には敷地内通路として取り扱うこととする。

- ・ 通路の幅員を有効1.5m以上確保すること。
 - ・ 通路部分は、屋内部分と耐火構造の壁・床及び常時閉鎖式の防火設備で区画し、通路の壁及び天井の下地、仕上げを不燃材料とすること。
 - ・ 通路部分は外気に十分開放されていること。
- ※1
- ・ 通路の天井高さを有効2.1m以上確保すること。



※令第128条の適用を受ける建築物で階数が3以下で延べ面積が200㎡未満の建築物の敷地内にあつては本扱い中「1.5m」を「90cm」と読み替える。

■関連条文

- ・ 法第35条
- ・ 令第128条

■関連告示

■引用

※1：「建築物の防火避難規定の解説2016(第2版)」、(株)ぎょうせい、2021年、P99

■参考

- ・ 他都市取扱い
- ・ 課内取扱い

—改訂履歴—

平成25年6月1日作成
令和6年4月1日改訂

【令第112条】 縦穴区画

屋外階段の縦穴区画

法
第36条令
第112条

建築基準法施行令第112条第11項の規定により区画を必要とする階段の部分には、屋外階段も含まれる。

よって、屋内から屋外階段へ通じる扉は、同条第19項第二号に規定する防火設備とする必要がある。

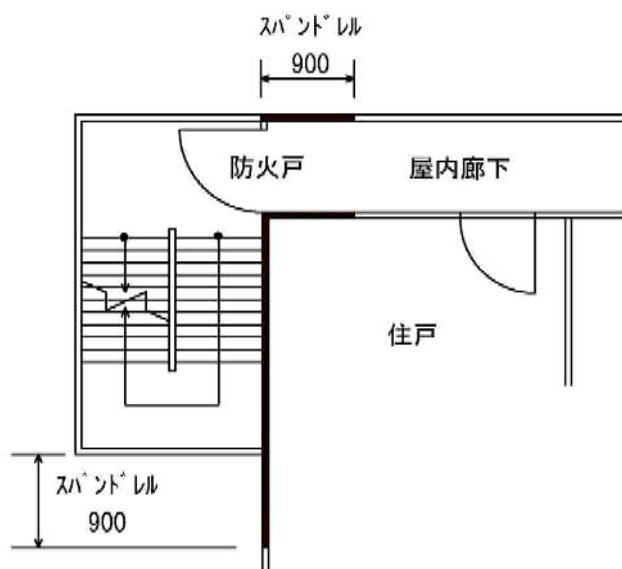
■関連条文

- ・法第36条
- ・令第112条第11項

■関連告示

■参考

- ・他都市取扱い



—改訂履歴—

平成25年6月1日作成

令和元年10月1日改訂

令和4年2月20日改訂

【令第112条】 堅穴区画

開放廊下等に面する場合の昇降路

法
第36条令
第112条

令第112条第11項の堅穴区画は、開放廊下等に面する場合は適用除外とされている。

よって、開放廊下に面する昇降路は堅穴区画の対象とはならない。
ただし、昇降機の乗場戸（開口部）が、延焼のおそれのある部分や令第123条第2項の屋外避難階段の構造で2mの開口部規制範囲にある場合等には、昇降機の乗場戸等を法第2条第九号ニロに規定する防火設備（両面20分の遮炎性能を有する防火設備）とする必要がある。

なお、直接外気に開放されている廊下、バルコニーその他これらに類する部分は、排煙上有効に直接外気に開放されている部分とし、少なくとも廊下の幅以上の開放面を有する部分とすること。

■関連条文

- ・法第36条
- ・令第112条

■関連告示

■参考

- ・防火避難規定



次ページに、昇降路が開放廊下等に面する場合の参考例を示す。

—改訂履歴—

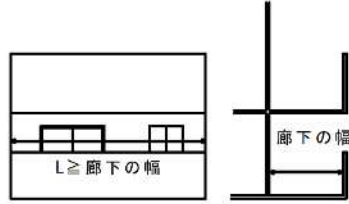
平成25年6月1日作成

平成29年4月1日改訂

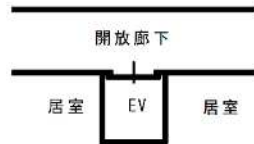
令和元年10月1日改訂

令和4年2月20日改訂

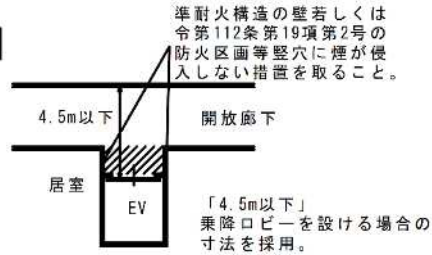
◆昇降路が開放廊下等に面する場合の参考例



ケース 1



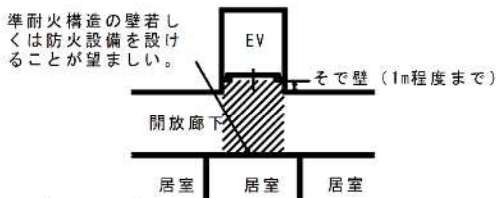
ケース 3



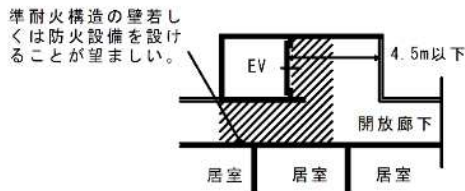
ケース 5



ケース 7



ケース 9



ケース 11



ケース 2

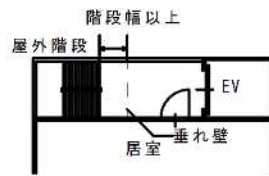
防風スクリーンの長さは昇降路幅程度のもとする。なお、防風スクリーンは、スクリーン上部に有効に煙を排出することができる隙間を設けることが望ましい。(以下同じ。)



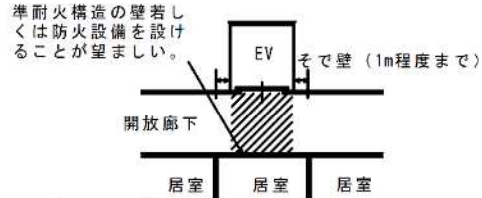
ケース 4



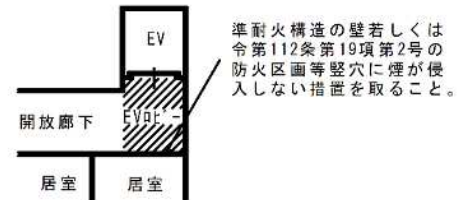
ケース 6



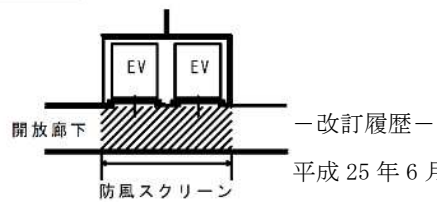
ケース 8



ケース 10



ケース 12



平成25年6月1日作成
平成29年4月1日改訂
令和元年10月1日改訂
令和4年2月20日改訂